
危険物施設における風水害対策の推進をお願いします！

近年、台風や豪雨による大規模な風水害が全国で相次いで発生しており、危険物施設においても、浸水、土砂流入、強風等による被害が発生しています。危険物施設が被害を受けると、**大量の危険物が流出したり、爆発火災の発生等、周辺地域に多大な影響を及ぼします。**

総務省消防庁から危険物施設を風水害から守るために、風水害対策のポイントをまとめた**ガイドライン**が発出されました。

つきましては、ガイドラインに基づき、豪雨や台風等による被害が多発するシーズンまでに各事業所で改めて風水害対策についてご検討ください。

【風水害対策の3つのポイント】

(1) 平時からの事前の備え

- ア 地域のハザードマップを参照し、浸水想定区域や土砂災害警戒区域に入っているか、降雨や高潮に伴う浸水高さ等を確認する。
- イ 上記アを踏まえ、大雨や台風の接近に伴い被害等の発生が想定される場合には、被害発生の危険性を回避・低減するために必要な措置を検討し、計画策定や教育訓練等を行う。
- ウ 策定した実施計画は予防規程、社内規定等に定める。

(2) 風水害の危険性が高まってきた場合の応急対策

- ア 気象庁や地方公共団体等が発表する防災情報を注視し、浸水、土砂流入、強風、停電等による危険性に応じた措置を講ずる。
- イ 上記アの対策を講じるに当たっては、従業者等の避難安全を確保することが必要であり、十分な時間的余裕をもって作業を行う。

ウ 浸水等に伴い、大規模な爆発など周辺に危害を及ぼす事態に至る可能性がある場合には速やかに消防機関等への通報を行う。

特に、水と接触することで激しく燃焼する物品や有害なガスを発生させる物品が存する場合には、その物質の性状や保管状況等について情報提供を行う。

(3) 天候回復後の点検・復旧

ア 点検を行い、必要な補修を施した後で再稼働を行う。

特に、浸水した施設では、電気設備のほか、危険物を取り扱う設備や配管も損傷している可能性があるため、目視点検だけでなく、作動状況や気密性、危険物等への水の混入状況等について確認する。

イ 電力復旧時の通電火災や漏電の防止のため、危険物施設内の電気設備や配線の健全性を確認する。



以下の資料を参考に計画を策定していただき風水害に備えていただきますようお願いします。

- [危険物施設の風水害対策ガイドライン](#)についてはこちら
※浸水、土砂、強風、停電対策の例や危険物施設の形態別のポイント及びチェックリストが掲載されています。
- [建築物における電気設備の浸水対策ガイドライン](#)についてはこちら
※当該ガイドラインは危険物施設においても活用・応用できますので参考としてください。
- [坂井市ハザードマップ](#)についてはこちら
- [あわら市ハザードマップ](#)についてはこちら